

新型コロナウイルス感染症の「5類」への変更について

【取扱いについて】

- 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症については、原則、季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、患者の自宅療養や濃厚接触者の自宅待機などの行動制限がなくなります。
※国からの事前情報提供により、発症日を0日目とし、5日間の療養を推奨する予定であることなどが案内されています。
- 発熱などの症状があり、コロナの感染の疑いのある者については、かかりつけ医又は身近な医療機関への受診をお願いします。
- 医療機関や高齢者施設などの訪問時においては、引き続きマスク着用など、施設に求められた感染対策をお願いします。

【主な変更点】

変更点	現状	移行後
感染症法上の分類	新型インフルエンザ等感染症	5類
行動制限	あり	なし
感染者の待機期間	原則7日間	5日間の療養が目安。なお、10日間が経過するまでマスク着用など配慮をお願いします。
濃厚接触者の待機期間	原則5日間	なし
受診可能な医療機関の名称	診療・検査医療機関	外来対応医療機関
医療費	公費負担あり	保険診療（自己負担あり）
マスク着用	屋外：原則不要 屋内：着用を推奨	一律のルールを設けずに個人の判断にゆだねる。なお、医療機関の受診時や高齢者施設などへの訪問の際は、施設のルールに従う。

【担当】 保健所企画総務課
課長 田村 聡
電話 019-603-8301